

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年七月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 原 徹

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和二年七月二十八日
指定に係る道路の位置	<p>寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区百五画地先</p> <p>寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区四十六画地先から二街区百五画地先まで</p> <p>寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区十二画地先から二街区四十六画地先まで</p> <p>寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区四十一画地先から二街区六十五画地先まで</p> <p>寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業一街区一画地先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二百二十一・九〇</p> <p>五百八十六・七一</p> <p>三百一・三四</p> <p>六十一・一九</p> <p>百三十八・四八</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>二十六・六から二十九・五</p> <p>二十二・五から二十九・五</p> <p>十一・〇から十九・〇</p> <p>十八・〇から二十・七・五</p> <p>十五・〇から二十・〇</p>